

小樽市不妊治療費等助成事業のご案内

小樽市では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療に要した費用の一部を助成します。

対象となる方

- ▶ 保険適用の生殖補助医療と併用して実施した先進医療（厚生労働大臣が定める不妊治療の技術）を受けた方
- ▶ 令和5年4月1日以降に保険適用の1回の不妊治療（生殖補助医療と併用して実施した先進医療）を開始し、令和8年3月31日までに治療が終了した方（令和8年3月31日までに治療が終了した方は、令和8年5月末までの申請期限となります。）
※令和6年4月1日以降にかかった治療費が助成対象となります。
- ▶ 治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満である夫婦
- ▶ 申請日に夫婦のいずれかが小樽市内に住所を有する方
- ▶ 婚姻（事実婚を含む）している夫婦

対象となる治療

先進医療として厚生労働省が告示している不妊治療
（※最新の状況は厚生労働省ホームページでご確認ください。）

- ▶ 先進医療A
 - ・子宮内膜刺激術（SEET 法）
 - ・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
 - ・子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ）
 - ・ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI）
 - ・子宮内膜受容能検査1（ERA）
 - ・子宮内細菌叢検査1（EMMA／ALICE）
 - ・二段階胚移植術
 - ・子宮内細菌叢検査2（子宮内フローラ検査）
 - ・子宮内膜受容能検査2（子宮内膜受容期検査）（ERPeak）
 - ・強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術（IMSI）
 - ・膜構造を用いた生理学的精子選択術（Zymot）
- ▶ 先進医療B
 - ・タクロリムス投与療法
 - ・着床前胚異数性検査

助成回数

保険適用の不妊治療と併用可能な先進医療を用いた1回の不妊治療

- ▶ 1回の不妊治療とは、治療計画から「妊娠確認」等に至るまでの不妊治療の過程を指します。ただし、医師の判断に基づき治療を中止した場合等も対象となります。
- ▶ 他自治体で助成を受けた回数を合算します。

治療開始時の妻の年齢	助成上限回数
40歳未満	1子ごとに6回まで
40～43歳未満	1子ごとに3回まで

助成額

▶ 治療費

1組の夫婦に対し、先進医療部分の自己負担額の10分の7（上限3万5千円）を助成します。

※ 文書料等は含まれません。

▶ 交通費

自宅から医療機関までの距離が片道25kmを超える場合、距離に対して設定されている補助基準額に3分の2をかけた額（上限あり）を助成します。1回の不妊治療において（検査等含む）5回を上限に、先進医療を実施した際に生じた交通費を対象とします。

ただし、最寄りの医療機関または検査・治療が可能な医療機関と自宅との距離を基準とします。

距離区分（自宅から医療機関の距離） （片道）	補助上限単価 （往復）
25kmを超えて50kmまで	1,430円
50kmを超えて75kmまで	2,450円
～	～
275kmを超える	10,180円

申請に必要な書類

- 1 小樽市不妊治療費等助成事業申請書
こども家庭課（こども家庭センター）窓口で配布または小樽市ホームページからダウンロードできます。
- 2 不妊治療費等助成事業受診等証明書
治療終了後に医療機関に作成してもらいます。
- 3 領収書（コピー）、診療明細書（コピー）
治療期間内の対象となるすべてのコピーが必要です。
- 4 住民票謄本（世帯全員の住民票）
申請日より3か月以内に発行されたもので、続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。
※本市に住民登録をしている方で、閲覧に同意いただける場合は省略することができます。
- 5 通帳等のコピー
口座支店名や口座番号が記載されたページのコピー
申請者名義の預金口座にお振込みします。
- 6 事実婚関係に関する申立書（★該当者のみ）
事実婚の場合、提出が必要です。
- 7 別世帯での婚姻関係に関する申立書（★該当者のみ）
夫婦が別世帯の場合は、提出が必要です。
- 8 その他必要な書類（★交通費を申請する場合）
経路が分かる書類（GoogleMap等による）

お知らせ

こども家庭課（こども家庭センター）は令和6年12月2日にウイングベイ小樽へ移転しました。

お問い合わせ・申請窓口

小樽市 こども未来部 こども家庭課（こども家庭センター）

〒047-0008 小樽市築港11-1 ウイングベイ小樽1番街4階
電話:0134-32-5208 FAX:0134-32-8388
E-mail: kodomo-katei@city.otaru.lg.jp